

【論 説】

住民基本台帳に基づく地域別人口動態データのインターネットによる提供状況

山 田 茂

目 次

- 1 はじめに
- 2 国・都道府県による提供データ
- 3 市区町村による提供データ
- 4 むすびにかえて

1 はじめに

個別市区町村の人口動態データは、その地域の静態人口の変動要因を探るための有力な手がかりであり、現在人口の推計および将来人口の予測にも利用されている。

筆者は、前稿¹⁾において地域別登録人口データのインターネットによる提供動向のうち年齢別静態人口データの状況を考察した。本稿では地域別登録人口データのうち動態人口データの提供動向を取り上げる。地域別登録人口動態データは、出生・死亡に関するもの（自然動態）および地域外からの転入・地域外への転出などに関するもの（社会動態）から構成されている。

このうち社会動態は個別市区町村の人口変動に与える影響が一般に自然動態よりも大きく²⁾、予測が難しい。この社会動態について地域間人口移動のパターンをみておこう。大都市圏外の大半の小都市・町村では若年層を中心に人口の流出が以前から続いており、逆に大都市圏外の中規模以上の都市や大都市圏内のほとんどの地域において若年層・乳幼児を伴った世帯などが相当な規模で流入し続けている。したがって、後者の地域を担当する行政機関

住民基本台帳に基づく地域別人口動態データのインターネットによる提供状況（山田）は住民サービスに対する大きな需要増に迅速に対応しなければならない。その際、事業計画の策定・予算編成には、対象人口の直近の動向を反映したデータが必要となる。このようなデータは各地域内で活動する行政機関以外の企業・団体にとっても必要度が高い。とりわけ乳幼児³⁾・学齢期の児童⁴⁾・高齢者などの特定の属性の住民を対象とした施策・サービスの需要量の予測には、直接の対象住民数に関するデータの早期入手の不可欠といえよう。

他方、移動人口の転出元の地域の行政機関も、（住民サービスの需要量は一般に減少傾向にあるので）転入先地域ほどではないにしても、転入人口の規模や属性および転出理由を早期に把握する必要がある。さらに出生数も乳幼児人口予測には欠かせないデータであり、死亡数は住民の健康状態の基本的な指標の一つでもある。

したがって、転入超過地域・転出超過地域を問わず人口動態データに対する早期入手の必要性はかなり大きいといえる。

また、市区町村内で住民向けサービスを提供する事業者・地縁団体などの作成機関以外の（早期入手の志向が強い）人口動態データに対する利用需要に対応するためにはインターネットによるデータの提供が効率的な手段であることは言うまでもない。

ところで、人口移動の規模が年間を通じて安定していれば、直近の期間に関するデータの早期入手の必要性は比較的小さいといえる。そこで地域間人口移動における短期的な変動の状況を総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」を利用して概観しておこう。表1-1は、2005年6月以降の全国の市区町村の地域外からの転入者数を3か月単位で示したものである。毎年3月～5月の3か月間が最も多く、年間総数の4割前後を占めているが、残りの4分の3の期間にも年間総数の6割程度の転入者が発生している。個別の市区町村の中には、転入者数の変動が表1-1よりもかなり大きい場合があるのではないかと考えられる。また、市区町村外からの転入者には、20代・30代に次いで幼児が多く⁷⁾、これらの年齢層の転入者は翌年度の保育サービス利用のために前年度の早い時期に転入届を提出しているのではないかと考

住民基本台帳に基づく地域別人口動態データのインターネットによる提供状況（山田）

表 1-1 市区町村外からの転入者

（単位：人）

年次	地域	6月～ 8月	9月～ 11月	12月～ 翌年2月	翌年3～5月		6月～ 翌年5月 12か月計
						対12か月 計比率(%)	
2005年	全国	1,157,278	1,150,377	1,043,410	2,233,000	(40.0)	5,584,065
2006年	全国	1,155,449	1,132,478	1,042,413	2,214,576	(39.9)	5,544,916
2007年	全国	1,148,776	1,107,050	1,018,983	2,150,421	(39.6)	5,425,230
2008年	全国	1,102,912	1,088,561	1,033,363	2,106,149	(39.5)	5,330,985
2009年	全国	1,110,397	1,058,861	960,931	2,019,358	(39.2)	5,149,547
2010年	全国	1,071,308	1,035,591	948,991	2,052,164	(40.2)	5,108,054
2011年	全国	1,085,027	1,023,620	958,300	1,995,409	(39.4)	5,062,356
2012年	全国	1,046,270	1,017,410	946,844	2,012,037	(40.1)	5,022,561
2013年	全国	1,078,177	1,081,281	1,011,465	2,080,206	(39.6)	5,251,129
	3大都市圏 ¹⁾	652,562	661,500	632,930	1,175,903	(37.7)	3,122,895
2014年	全国	1,076,526	1,045,885	997,714	—	—	—

1) 埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・岐阜県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県。

（出所）総務省統計局（2015b）

えられる。したがって、このような変動を毎年度経験している市区町村の担当部門は、（概ね翌年2月上旬まで提供されない暦年単位のデータだけでなく）月次の転入・転出データの必要性を強く認識しているのではないかと考えられるといえよう。

このような個別市区町村に関する人口動態データは、住民基本台帳の管理を担当する市区町村から都道府県を経由して報告されたデータをもとに総務省自治行政局・厚生労働省によって集計されている。両省は全国の市区町村に関するデータを公表しており、また大部分の都道府県も域内の市区町村に関するデータを月次ないし年周期で公表している。これらのデータは、インターネットを利用すれば容易に入手可能である。しかし、次節以降で示すように二百余の市区町村が自地域に関する人口動態データを両省・都道府県と並行してインターネットを利用して月次周期で提供している。このように相当数の市区町村が独自に提供している理由としては、国・都道府県による人

住民基本台帳に基づく地域別人口動態データのインターネットによる提供状況（山田）
人口動態データの提供方法・その内容などに起因する利用上の制約に原因があるのではないかと考えられる。そこで本稿では、この点を国・都道府県および市区町村による人口動態データの提供方法・その内容などを検討することにより探ってみたい。

他方、上記の二百余の市区町村とは別に、百数十の市区町村は季報・暦年または年度単位の月次人口動態データを収録した報告書または総合報告書⁶⁾の内容を再録してインターネット上で提供している。これらの報告書の刊行は、対象期間の3か月後から翌々年と遅く、データの早期提供を目的としたものとはいえない。しかし、データの集計終了後にその都度外部へ公表している訳ではないにしても、相当数の市区町村によって月次周期の集計が行われていることは注目に値する。

さらに、現在提供されている個別地域に関する人口動態データを地域人口動向に関する研究材料として利用する場合の制約についても検討してみた。

なお、今回実施した都道府県・市区町村がインターネット上で提供している月次人口動態データの検索作業の明細は次の通りである。2015年2～5月に全国の都道府県・都市および東京都の特別区が設けているインターネット・サイトをすべてチェックし、町村が設けているインターネット・サイトについては検索サイトを利用してキーワード検索を実施した⁷⁾。

注

- 1) 地域別登録人口データのうち年齢別静態人口に関するデータの提供状況は、山田（2015）において考察した。
- 2) 総務省自治行政局（2014）によれば、2013年の市区町村外からの転入者は出生者数の約5.4倍、市区町村内からの転出者も死亡者数の約5.4倍であった。
- 3) 保育サービス・医療費助成制度などの利用増が推測される。たとえば、保育サービスの需要は継続的に増加しており、市区町村は対応を迫られている。厚生労働省（2015）によれば、保育所入所待機児童が2014年10月現在50人以上に達している98市区町村において2014年4月からの6か月間に100人以上増加している場合は大都市圏を中心に39に達している。
- 4) たとえば、東京都教育庁（2014）・横浜市教育委員会（2014）は、住民基本台帳に

住民基本台帳に基づく地域別人口動態データのインターネットによる提供状況（山田）

よる年齢別人口を次年度以降の義務教育人口の推計に利用している。

- 5) 総務省統計局（2015b）
- 6) 発行間隔は、2015年3月現在年間3回ないし4回（2例）、年周期（89例）から2年周期（4例）ないし3年～5年周期のもの（3例）、周期が確定できないもの（43例）などである。総合報告書のタイトルは、『〇〇市統計書』『〇〇市統計年鑑』『統計でみる〇〇市』などが多い。
- 7) 利用したキーワードは、「役場」「人口動態」「人口移動」「人口異動」「人口動向」「人口データ」などである。

2 国・都道府県による提供データ

次節において市区町村によるデータ提供の状況を考察する前に、本節では国の諸機関（総務省自治行政局・総務省統計局・厚生労働省・法務省）および都道府県によって提供されている人口動態関連データの状況を概観する。国・都道府県から提供されている自地域に関するデータは、同一の基準に基づいて作成されているので他地域との比較が容易になるというメリットをもっている。

1) 国の諸機関による人口動態データの提供状況

はじめに、国の諸機関によって提供されている各データのうち市区町村別集計ないし都道府県別集計が提供されているもの¹⁾の明細をみてみよう（表2-1）。

総務省自治行政局による人口動態データの提供は、都道府県経由で市区町村から報告されたデータを集計して毎年作成されている。その対象人口は、住民基本台帳登録者全員であり、2012年7月以降住民基本台帳に外国人も登録する変更が行われたので、その後は外国人を含めたデータも提供されるようになった。また、2014年分から静態人口の集計基準日が前年分までの3月31日から1月1日へ変更され、それに伴って動態人口データの対象期間も年度（基準日を含む1年間）から基準日の前日を含む暦年へ変更された。提供開始の時期も2013年（基準日は3月31日）分までの同年8月前後であ

表2-1 全国を対象とする人口動態関係統計資料

資料名	作成主体	対象人口	方法	対象期間	集計の公表日	集計項目／クロス項目	動態人口の年齢細区分	地域別表章の最小地域
住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査	総務省 自治行政局	出生届・死亡届・転入届・転出届などを提出した日本人・外国人 ¹⁾	市区町村からの報告	暦年 ²⁾	2013年度分まで：8月 2014年分：6月下旬	出生・死亡・転入(国内外の別)・転出(同)・その他(国籍変動関連ほか) / 日本人・外国人の別	なし	市区町村
住民基本台帳人口移動報告	総務省 統計局	同上	同上	月次・暦年	月次：翌々月 年報：翌年2月上旬	転入・転出/男女・国籍・移動前後の都道府県	5歳階級 ³⁾	月次：都道府県・21大都市 年次：市区町村
人口動態統計	厚生労働省 統計情報部	日本に在住の日本人・外国人 外国人に在住の日本人	同上	同上	速報：翌々月下旬 概数：5ヶ月目の月上旬 年報：翌年9月	出生・死亡・婚姻・離婚・死産/男女	各歳 ⁵⁾	速報：都道府県・21大都市 年報：都道府県・保健所
「人口推計」に利用される人口動態データ	同上	常住する日本人・外国人	人口動態統計・出入国管理統計を利用	同上	月次の確定値：5か月後 年次推計値：6か月半後	出生・死亡・入国・出国・国籍異動/男女・日本人	各歳 ⁴⁾	月次：全国のみ 年次：全国・都道府県
出入国管理統計	法務省 入国管理局	出国者・入国者	出国・入国管理に関する業務記録	同上	速報：翌月下旬 月次：翌々月下旬 年報：翌年6月下旬	入国・出国/港・男女・国籍・外国人の在留資格	5歳階級	年報： 出国日本人のみ 都道府県別

1) 都道府県についての年齢別推計は各年10月1日現在分のみ。

2) 2013年分までは年度。

3) 外国人を含む総移動者数は2013年7月分から公表。

4) 市区町村は年齢3区分集計のみ。 5) 月間集計は5歳階級別。年間集計は各歳別。

住民基本台帳に基づく地域別人口動態データのインターネットによる提供状況（山田）
ったが、2014年1月1日基準分は同年6月25日に提供が開始された。

この動態データの集計結果は、「自然動態」と「社会動態」に区分されており、「自然動態」はさらに「出生」「死亡」に区分され、「社会動態」も「転入」「転出」「その他」に区分されている。このうち「転入」「転出」は、本人・世帯主などによる住民基本台帳上の居住地の市区町村への届出および届出を受け付けた居住地以外の市区町村からの通知などに基づくものであり、2012年度から「国内」「国外」に区分されて公表されている。また「その他」には、市区町村による居住状態に関する実態調査に基づく住民基本台帳への記載および消除・国籍の変更（帰化・喪失）など（本人・世帯主などの届出に基づくものではない）処理も含まれている²⁾。これらの「その他」に分類される処理は、住民基本台帳法に基づく市区町村長の職権による変更である。

さらに、「自然動態」・「社会動態」とも「日本人」「外国人」に区分された集計が上述のように2012年7月以降分の集計から提供されている。「外国人」の実数は少ないものの、その社会移動率（期首人口に対する転入者数の比率）は「日本人」よりも全国的にかなり高く³⁾、個別市区町村においても「日本人」よりも高い場合が多いのではないかと推測される。

なお、「転入」「転出」では転入元・転出先の地域が国内・国外に2012年度分から区分されているが、市区町村の所在都道府県の内外は区分されていない。

全国についての日本人の「転入者総数」と「転出者総数」の相違は東日本大震災の影響を受けた2011年度⁴⁾を除けば1979年度～2012年度の各年度において±1%以内であり、「転出者総数」が上回っている年度の方が多い⁵⁾。1979年度～2010年度の両者の累計を比べると「転出者総数」が約8万人上回っていた。なお、この統計では市区町村内での転居者数は、カウントされていない。

つぎに総務省統計局による「住民基本台帳人口移動報告」の集計結果の提供内容を周期別にとりあげる。この統計は、市区町村に届出のあった転入者

住民基本台帳に基づく地域別人口動態データのインターネットによる提供状況（山田）
および職権で住民票に記載された転入者に関する事項について市区町村からデータの提供を受けて作成されたものである。

月次データの速報は、都道府県別・21大都市別に区分されたものが対象月の翌月下旬に公表されている。この速報には、「都道府県内移動者」「都道府県間移動者」数が含まれている。移動者は「転出先の都道府県」「転入元の都道府県」「日本人／外国人の別」「5歳階級別」に区分されている。

また、年次集計は対象期間終了の約40日後に相当する翌年2月上旬に公表されている。月次集計と同一内容のほか市区町村別に細分されたものも含まれている。

なお、人口推計関連では、都道府県別の動態データが毎年10月1日現在推計分だけに基礎データとして総務省統計局によって利用され、その実数も公表されている。

つぎに厚生労働省による「人口動態統計」の提供内容を集計の周期別にとりあげる。

月次集計の速報は、都道府県別に区分されたものが対象期間終了の翌々月下旬に提供されている。この内容は、総務省自治行政局による提供分には含まれていない「死因」「出生・死亡の場所」「婚姻・離婚」に関する集計が含まれているが、人口移動に関するものは含まれていない。

また、月次集計の概数は対象期間終了の約5か月後に提供されている。地域別表章の最小地域は、都道府県・21大都市である。

さらに、年次集計は対象期間終了の約9か月後に提供されている。その地域別表章は月次分よりも細分されているが、最小表章地域は都道府県・保健所の管轄地域単位であり、中規模以上の都市の結果までしか利用できない。

最後に法務省による出入国管理統計の一部として作成されている人口動態データの提供状況を取りあげる。その集計は、月次および年次のものが提供されているが、地域別集計は年次統計において出国日本人の都道府県別住所地別のものだけが提供されている。

なお、法務省が2011年まで作成していた在留外国人統計では3か月以上

住民基本台帳に基づく地域別人口動態データのインターネットによる提供状況（山田）
 在留する外国人数の集計が行われ、12月末現在の都道府県別・市区別静態人口が公表されていた。しかし、外国人登録制度が2012年7月に廃止されたので、この集計の公表も中止された。

2) 都道府県による人口動態データの提供状況

つぎに都道府県による人口動態データの提供状況を取りあげる⁶⁾。表2-2は、都道府県による人口動態データのインターネット上での2015年3月現在の提供状況を集計したものである。

表2-2 都道府県が提供する短周期市区町村別人口動態データの集計項目¹⁾²⁾

(単位：都道府県)

対象	項目	(参考)	都道府県が提供する市区町村別人口動態データ							
		総務省 自治行政局 の集計 ³⁾	月次 集計	四半期 周期に 集計	その 他	なし	非 該当	計		
個人	転出者・ 転入者	日本人・外国人	○	8	0	0	36	0	44	
		男女の別	—	12	0	0	32	0	44	
		年齢	—	4	2	0	38	0	44	
		転出先・ 転入元の 細分	県内・県外の別	—	25	0	0	19	0	44
			都道府県または ブロック ⁴⁾	—	2	1	0	41	0	44
			国内外の別	○	5	0	0	39	0	44
			政令指定都市の 区間移動	—	2	0	0	9	33	44
			県内市区町村間の 移動	—	3	0	0	41	0	44
			職権による記載・消除 ⁵⁾	○	12	0	3	29	0	44
世帯	転入世帯数・転出世帯数	—	2	0	0	42	0	44		

1) 北海道（転入・転出のみ四半期集計を提供。出生・死亡・その他は年次集計のみを提供）・和歌山県（年次集計のみを提供）・長崎県（同）を除く。

2) 2015年1月分。 3) 2013年分。 4) 東北地方など。

5) 「その他」は「職権による記載・消除」と県外移動を合算。

住民基本台帳に基づく地域別人口動態データのインターネットによる提供状況（山田）

北海道・和歌山県・長崎県⁷⁾を除く44都府県は、「出生」「死亡」「転入」「転出」に関するデータを毎月提供している。これらのデータは、国勢調査の結果と組み合わせて月次の推計人口を算出するための基礎データと位置付けられている。

インターネット上での提供時期は、対象期間終了の概ね半月後～40日後であり⁸⁾、総務省統計局が年1回10月1日を基準日として作成する都道府県別人口推計の提供時期よりも同じ10月1日分を比べると数カ月早い。

人口移動データは、移動者の総数以外に、移動の理由、転入元・転出先の地域、転入者・転出者の属性などの情報が利用できれば、さまざまな分析に役立てることが可能になる。

提供されている移動人口の総数に関するデータは、ほとんどの都府県において市区町村別に示されているが、三重県⁹⁾では町村分のデータは所属の郡全体が合算されたものだけしか示されていない。

総務省自治行政局が提供するデータとの項目の点での相違は、25都県による提供データに「転出先・転入元の県内外の区分」が主なものである。

転出入者についてクロス集計を提供している場合は、多くない。転出入者のうち外国人を区分した集計は、外国人住民が多い大都市圏所在の7都府県が提供しているが、残りの県では日本人と合算した住民基本台帳登録者全員分だけの集計が2012年7月分以降も提供されている。転出入者の男女別集計は12県だけが月次で提供しており、同じく年齢別集計は滋賀県・福岡県だけが四半期周期で提供している¹⁰⁾。

自都道府県内の転入元・転出先市町村は、埼玉県・愛知県・大分県がマトリックス形式に区分した集計表を月次で提供している。市区町村別の県外の転入元・転出先地域は、個別都道府県に区分していない場合がほとんどである¹¹⁾。転出先地域の国外・国内を区別している場合は5県あり、提供を最近開始した県に多い。

ところで、域内に転出超過地域が多い都道府県の場合、転入・転出状況に関する関心が早くから高かったのではないかと考えられる。そこで、過去の

住民基本台帳に基づく地域別人口動態データのインターネットによる提供状況（山田）
 期間についての月次動態データの提供状況をみてみよう。月次データの提供をインターネット上で開始する場合、直近の年次以外の期間のデータを遡及して提供している場合は少ないと考えられるので、提供されているデータの始期は提供を開始した時期にほぼ相当するとみなすことができる。

表 2-3 月次動態データの所在地域別提供始期
 （単位：都道府県）

所在地域 ¹⁾	総数		
	政令指定都市 所在都府県	左記以外の県	
(提供始期)	44	16	28
～1995年	4	2	2
1996年～2000年	13	4	9
2001年～2005年	13	4	9
2006年～2009年	7	3	4
2010年～2012年	7	3	4
2005年以前分提供率	68%	63%	71%

表 2-3 は、過去の期間に関する月次人口動態データの都道府県による提供状況を、政令指定都市の所在の有無別に集計したものである。転入超過地域にほぼ相当する政令指定都市が所在する都道府県では過去のデータの提供は 2005 年以降の場合が多いが、それ以外の県では 2000 年以前の場合が多い。なお、4 県が移動の理由を調査している¹²⁾。

本節の考察から国・都道府県によって提供されている動態データには次のような問題が指摘できよう。国によって提供されている市区町村別人口動態データは年周期のものしか利用できないこと、その提供時期が遅いこと、また都道府県によって提供されている月次動態データには「男女の別」「日本人と外国人の別」などの基本的な項目が欠けていることが多いこと、転入元・転出先の地域が市区町村別に区分されていないことが多いことなどが、特定の市区町村についての短期的な人口動向に焦点をあてたデータ利用には対応していないのではないかと考えられる。

住民基本台帳に基づく地域別人口動態データのインターネットによる提供状況（山田）

注

- 1) 最近実施された人口移動に関する調査統計としては、国立社会保障・人口問題研究所「人口移動調査」（5年周期、地域別表章の範囲は地域ブロックまで）、総務省統計局「国勢調査」（5年周期、地域別表章の範囲は市区町村まで）、同「就業構造基本調査」（5年周期、地域別表章の範囲は人口30万人以上の都市まで）、文部科学省「学校基本調査」（毎年、地域別表章の範囲は都道府県まで）などがある。
- 2) 「その他」に区分される該当者数は、外国籍住民が住民基本台帳にあらたに記載された2012年度の約212万人を除き毎年少数である。たとえば、2013年暦年の場合、「その他」の全国での該当者数は、「記載」では約10.5万人、「消除」では約23.0万人となっている。このうち国籍変動関連のケースは、法務省によれば、2010年以降「帰化・国籍取得」は年間1万人から1万数千人、「国籍離脱・喪失」は同じく数百人から千数百人であるので、「その他」の大部分は市区町村による居住実態調査などによる処理に伴うケースと考えられる。法務省（2015）
- 3) 2013年の社会増加率を都道府県単位でみると、日本人住民が -0.44% （青森県） $\sim +0.54\%$ （東京都）であるのに対して、外国人住民は -6.84% （静岡県） $\sim +7.75\%$ （長崎県）と地域差も大きい。
- 4) 「転入者総数」を「転出者総数」が約 1.4% （約7.5万人）上回っていた。
- 5) 全国の「転出者総数」が「転入者総数」を上回っている年度は、多くの転入者が転入先の市区町村役場で届出を行う期間に相当する年度初めの曜日が週の後半に当たる場合が多い。なお、住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）第22条は転入後14日以内の届出を義務付けている。
- 6) 広島ほか（1991）は1980年代後半における都道府県による現在人口推計とその基礎データの作成状況を、磯田（1993）は1990年前後の時点における都道府県による人口移動統計の作成状況を、西岡（2001）は2000年前後の時点における各種人口移動統計の利用上の制約を、石川ほか（2010）は2010年前後の時点における市区町村による登録人口統計の作成状況を考察している。
- 7) 月次分の集計を提供していない3道県でも、年次分は提供されている。
- 8) 2015年1月分の集計の提供開始日は2月13日（高知県） \sim 3月9日（山口県）、同年2月分の集計の提供開始日は3月13日（高知県） \sim 4月10日（山口県）、同年3月分の集計の提供開始日は4月14日（高知県） \sim 5月13日（愛知県）であった。
- 9) 三重県には2015年2月現在7郡が所在しており、そのうち4郡には複数の町が所属している。
- 10) 滋賀県では、各市町村について県外からの転入者・県外への転出者のデータを5歳階級別に区分して四半期周期で提供している。福岡県では、各市町村について県外からの転入者・県外への転出者のデータを概ね10歳階級別に区分して四半期周期で提供している。
- 11) 鳥取県では県外の転入元・転出先地域を都道府県別に、大分県では同じく東北地方などブロック別に区分して提供している。
- 12) 茨城県・岐阜県・高根県・広島県では移動理由を市町村別に調査している。

3 市区町村による提供データ

本節では、市区町村によるインターネットを利用した月次データの提供状況と提供されているデータの項目・提供データの対象期間の始期など明細を、市区町村の属性別に検討する。

1) 全般的提供状況

ここでは月次で提供されている人口動態データのうち提供開始時期を除く項目について市区町村の属性別に考察する。

最近の全国についての人口変動において市区町村外からの転入・市区町村外への転出などの社会的な要因による変動（社会動態）は「増加要因」（住民基本台帳への「記載」の各項目）・「減少要因」（同じく「消除」の各項目）のいずれにおいてもほぼ毎年8割前後を占めており、例外は外国人住民があらたに記載された2012年の「増加要因」において約6割に低下した場合だけである¹⁾。つまり、社会的な要因による変動は短期的な人口動態への影響度は出生・死亡などの自然的な要因よりも全般に大きいといえる。また個別市区町村の人口変動においても、同様の場合が多いのではないかと考えられる。

そのため、個別市区町村の月次動態データ提供の必要度は、その地域の社会増加率・転入者率が高いほど強いので、データの提供状況も必要度に対応したものとなっているのではないかという考え方も可能かもしれない。他方、集計およびその結果のサイトでの公表などに関連する経費に対する個別市区町村の負担力もデータの月次提供の状況に作用している可能性がある。

そこで個別市区町村の属性を、①動態データに対する行政機関内外の必要度を反映している可能性がある社会増加率・転入者率の水準、②集計経費およびサイトの運営経費などの負担力の水準を反映した（大都市圏の内外などの）所在地域・人口規模・財政状態に分けて動態人口データの提供状況の検

住民基本台帳に基づく地域別人口動態データのインターネットによる提供状況（山田）
討を行う。

まず市区町村による月次動態人口データの社会増加率別に提供状況をみてみよう。社会増加率は、その期間の転入者数と転出者数の差の期首人口に対する比率として算出されたものであり、転入者数が転出者数を下回ればマイナスとなる。

表3-1には月次動態データの集計結果を年次報告書・季报などだけで一括して提供している場合と月次集計の結果を集計終了後その都度毎月ネット上で提供している場合に分けて掲げた。個別の市区町村の社会増加率は、2006年度～2010年度の平均値を用いた。高い水準の社会移動が相当な期間継続すれば、短い周期での動態データ集計の必要性は認識されやすいと考えられる。月次動態データを提供する市区町村数は2015年3月現在364（うち毎月提供は218）であり、年齢別静態人口に関する月次データを提供している市区町村数の655と比べて、かなり少ないといえる。また、社会増加率がマイナスの市区町村および「+0.0%～+1.0%未満」の市区町村では社会増加率が高いほど動態データの毎月提供率は高くなっているが、社会増加率が最上位の「+1.0%以上」の市区町村では提供率はかえって低くなっている。

つぎに市区町村によって動態データが毎月提供されている項目をみてみよう。表3-2は、市区町村が設けたインターネット・サイトにおける月次動態データの提供項目を2006年度～2010年度の平均社会増加率別に示したものである。

自然動態のうち「出生」「死亡」はすべての市区町村において採用されているが、少数の市町村の提供データでは社会動態のうち「転入」「転出」だけしか採用されていない。逆に、一部の市町村では「出生」「死亡」「転入」「転出」以外の項目も採用している²⁾。

社会動態のうち本人などの届出による変動以外の「(国籍変更など)職権によるその他の記載・消除」の項目を設けている市区町村はデータを毎月提

住民基本台帳に基づく地域別人口動態データのインターネットによる提供状況（山田）

表 3-1 社会増加率別月次人口データのサイト提供状況

（単位：市区町村）

2006 年度～2010 年度 平均社会増加率 ¹⁾	市区 町村 総数 ²⁾	年齢別静態デー タ提供市区町村 数 ³⁾		動態データ提供市区町村数 ³⁾			
		提供率 (%)	提供率 (%)	一括 提供 ⁴⁾		毎月 提供	
				(B)	(B)/(A)	(C)	(C)/(A)
	(A)	(B)	(B)/(A)	(C)	(C)/(A)	(D)	(D)/(A)
総数	1742	655	(37.6)	146	(8.4)	218	(12.5)
町村 ⁵⁾	929	83	(8.9)	4	(0.4)	20	(2.2)
政令指定都市を 含む市・特別区	813	572	(70.4)	142	(17.5)	198	(24.4)
～ - 1.0%	17	7	(41.2)	2	(11.8)	2	(11.8)
- 1.0%～ - 0.5%	159	80	(50.3)	22	(13.8)	23	(14.5)
- 0.5%～ - 0.0%	374	256	(68.4)	59	(15.8)	89	(23.8)
+ 0.0%～ + 0.5%	194	168	(86.6)	43	(22.2)	64	(33.0)
+ 0.5%～ + 1.0%	48	41	(85.4)	13	(27.1)	16	(33.3)
+ 1.0%～	21	20	(95.2)	3	(14.3)	4	(19.0)

- 1) 各年度の「社会増加数」の前年度末の時点の総人口に対する比率を、単純平均した値。対象は、日本人住民限定。 国土地理協会（2014）
- 2) 2011 年 11 月 11 日～2014 年 4 月 4 日の市区数。この期間の 2014 年 1 月 1 日までに町村から市に昇格した 5 市は市としてカウントした。この期間以前に合併した市町村は、合併に参加した旧市町村地域全体についての社会増加率を算出した。 総務省自治行政局（2015）
- 3) 2015 年 3 月時点の検索結果。
- 4) 月次集計を年次報告書・季報などだけで一括提供している場合。
- 5) 住民数が 0 人の北海道の 6 村を除く。

供している市区町村全体（218）の 4 割程度（89）にすぎない。さらに、転入者数・転出者数と組み合わせれば世帯の属性の手掛かりとなる「転入世帯数・転出世帯数」も 6 分の 1 程度の 36 市区町村、市内での転居者数³⁾も 34 市にしか採用されていない。なお、人口動態に関連するデータである婚姻・離婚の件数もごく少数の都市しか提供していない⁴⁾。

つぎに提供された月次人口動態データの集計表のクロス項目をみてみよう。転入者・転出者の「男女の別」は約半数の 106 市区町村において採用さ

表 3-2 月次動態データのサイトの提供状況（社会増加率別）

(単位：市区町村)

	市区町村総数		個人項目				世帯項目	
	総数	動態データ提供市区町村数	提供率 (%)	クロス項目		転出先の県内外区分	転入・転出世帯数	
				職権による記載・消除	市内転居			国籍
2006 年度～2010 年度 平均社会増加率 ¹⁾								
総数	1742	218	(12.5)	89	34	39	106	36
町村 ²⁾	929	20	(2.2)	7	0	6	8	5
～～0.0%	721	13	(1.8)	4	0	4	5	2
+0.0%～	208	7	(3.4)	3	0	2	3	3
政令指定都市を 含む市・特別区	813	198	(24.4)	82	34	33	98	31
～～1.0%	17	2	(11.8)	1	0	0	0	0
～1.0%～～0.5%	159	23	(14.5)	9	0	4	10	0
～0.5%～～0.0%	374	89	(23.8)	38	14	12	50	14
+0.0%～+0.5%	194	64	(33.0)	26	14	15	29	11
+0.5%～+1.0%	48	16	(33.3)	5	5	2	5	4
+1.0%～	21	4	(19.0)	3	1	0	4	2

1) 各年度の「社会増加数」の前年度末の時点の総人口に対する比率を、2006 年度～2010 年度について単純平均した値。対象は、日本人住民限定。 国土地理協会 (2014)

2) 住民数が 0 人の北海道の 6 村を除く。

住民基本台帳に基づく地域別人口動態データのインターネットによる提供状況（山田）
れている。これに対して転入元・転出先地域のうち所在都道府県の内外の別
では約4分の1の54市区町村、「国籍」は約5分の1の39市区町村と少な
い。また、転入者・転出者の年齢別集計は、名古屋市・豊田市などのごく少
数の都市だけが提供している。なお、市域内の行政区別などの市域内を区分
した集計は政令指定都市を中心にみられる。

同じく個別市区町村の転入者率別の月次人口動態データの提供状況の傾向
をみてみよう。表3-3は、市区町村によるデータ提供の状況を2006年度～
2010年度の平均転入者率別に示したものである。転入者率は、期首人口に
対する年度内の転入者数の比率として算出した。転入者率は、社会増加率と
転出者率の差に相当する。町村および転入者率が3%未満の市区では転入者
率が高いほど月次人口動態データの提供率は高くなっているが、転入者率が
3%以上の市区の提供率は3割前後とほぼ同水準となっている⁵⁾。

表3-4は、月次人口動態データの市区町村による提供状況を所在地域の
属性別に示したものである。提供率は、「政令指定都市」⇒「3大都市圏外
の県庁所在都市」⇒「3大都市圏内の一般の都市」⇒「3大都市圏外の一般
の都市」⁶⁾⇒「大都市圏内の町村」⇒「大都市圏外の町村」の順に低下して
いる。なお、東京都内の市区では、大都市圏の他の都市よりも低い例外的な
傾向となっている。

すでに指摘したように、大都市圏外の町村・小都市では高校・大学卒業期
と家族形成期の人口の流出が継続しており、それに対応して大都市と大都市
圏内の中小都市ではこれらの属性の人口の大量流入が継続している。

そこで個別市区町村の人口規模別の月次動態人口データの提供状況の傾向
をみてみよう。表3-5は、市区町村による集計結果の提供の有無と収録項
目を人口規模（2014年・年初時住民基本台帳人口）別に示したものである。
町村および人口が5万人未満では人口規模との関連はみられない。人口5～
50万人の市区では規模が大きい都市ほど提供率が高くなっているが、50万
人以上の市区では提供率はかなり低くなっている。

他方、個別市区町村による人口動態データの作成・提供は、必要経費の負

表3-3 月次動態データのサイトの提供状況（転入者率別）

（単位：市区町村）

	市区町村総数			個人項目			世帯項目		
	年齢別 提供市区 町村数 (B)	動態データ 提供市区 町村数 (C)	提供率 (%) (C)/(A)	職権による 記載・消除	市内転居	クロス項目		転出先の県 内外区分	転入・転出 世帯数
						国籍	男女		
2006年度～2010年度 平均転入者率 ¹⁾	(A)								
総数	1742	218	(12.5)	89	34	39	106	54	36
町村 ²⁾	929	20	(2.2)	7	0	6	8	2	5
政令指定都市を 含む市・特別区	813	198	(24.4)	82	34	33	98	52	31
～3.0%	334	60	(18.0)	24	4	12	36	8	7
3.0%～4.0%	218	62	(28.4)	26	11	9	32	14	10
4.0%～5.0%	137	37	(27.0)	16	7	5	13	12	2
5.0%～7.0%	99	31	(31.3)	13	9	7	14	15	11
7.0%～	25	8	(32.0)	3	3	0	3	3	1

1) 各年度の「転入者数」の前年度末の時点の総人口に対する比率を単純平均した値。階級の境界値は、「以上」「未満」を省略した。対象は日本人住民限定。国土地理協会（2014）

2) 住民数が0人の北海道の6村を除く。

表3-4 月次動態データのサイトの提供状況（所在地域別）

所在地域	市区町村数 ¹⁾		年齢別静態データ提供市区町村数		動態データ提供市区町村数		個人項目				クロス項目			世帯項目
	(A)	(B)	(C)	(A)	(B)	(C)	提供率 (%)	職権による記載・消除	市内転居	国籍	男女	転出先の県内外区分		転入・転出世帯数
												(C)	(A)	
総数	1742	655	219	(12.6)	89	34	39	106	54	36				
町村	929	83	20	(2.2)	7	0	6	8	2	5				
3大都市圏外 ²⁾	732	52	12	(1.6)	2	0	2	3	0	0				
3大都市圏内	197	31	8	(4.1)	5	0	4	5	2	5				
一般の市・特別区 ³⁾⁴⁾	766	525	164	(21.4)	73	17	28	82	33	28				
3大都市圏外	456	263	89	(19.5)	37	6	12	42	14	7				
3大都市圏内	310	262	75	(24.2)	36	11	16	40	19	21				
名古屋圏 ⁵⁾	72	60	9	(12.5)	7	2	4	5	0	1				
大阪圏 ⁶⁾	98	77	25	(25.5)	8	2	5	12	2	5				
東京圏 ⁷⁾	140	125	41	(29.3)	21	7	7	23	17	15				
3大都市圏外の県庁所在都市 ⁸⁾	27	27	16	(59.3)	4	1	1	9	5	1				
政令指定都市	20	20	19	(95.0)	5	16	4	7	14	2				
東京都の市	26	26	3	(11.5)	1	0	0	1	1	0				
東京都の特別区	23	23	3	(13.0)	2	1	0	2	1	0				
東京都内の東京都以外の都市	91	76	34	(37.4)	17	6	7	19	14	14				

1) 総務省自治政局 (2015) 2) 住民数が0人の北海道の6村を除く。
 3) 市および特別区の総数は、2009年10月～2014年12月において806から813に増加した（うち市は783から790に増加）。
 4) 市および特別区の総数は、2014年1月～2014年12月において812から813に増加した（2014年1月に岩手県滝沢村が市に昇格）。
 5) 名古屋圏は愛知県・岐阜県・三重県。県庁所在都市を含む。6) 大阪圏は大阪府・兵庫県・奈良県・滋賀県。県庁所在都市を含む。
 7) 東京圏は、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県。特別区を含む。8) 政令指定都市を除く。 国土地理協会 (2014)

表3-5 月次動態データのサイトの提供状況（人口規模別）

人口規模 ^{1,4)}	該当市区町村総数		個人項目				クロス項目			世帯項目								
	(A)	(B)	動態データ提供市区町村数(C)	提供率(%) (C)/(A)	職権による記載・消除	市内転居	国籍	男女	転出先の県内外区分	転入・転出世帯数 ³⁾								
													静態年齢データ提供市区町村数		クロス項目		世帯項目	
													提供率(%) (C)/(A)		クロス項目		世帯項目	
総数	1742	655	218	(12.5)	89	34	39	106	54	36								
町村	929	83	20	(2.2)	7	0	6	8	2	5								
～3万人 ²⁾	559	56	14	(2.5)	4	0	5	5	1	2								
3万人～	370	27	6	(1.6)	3	0	1	3	1	3								
一般の市・特別区 ⁴⁾	793	552	179	(22.6)	77	18	29	91	38	29								
～3万人	78	29	13	(16.7)	6	0	2	6	2	0								
3～5万人	174	74	20	(11.5)	11	1	5	15	5	2								
5～10万人	271	198	44	(16.2)	18	4	6	16	7	7								
10～20万人	156	144	45	(28.8)	21	7	8	26	9	12								
20～30万人	50	46	24	(48.0)	8	2	3	11	3	4								
30～40万人	27	24	14	(51.9)	5	1	2	5	4	0								
40～50万人	22	22	14	(63.6)	7	3	2	8	6	3								
50万人～	15	15	5	(33.3)	1	0	1	4	2	1								
政令指定都市	20	20	19	(95.0)	5	16	4	7	14	2								

1) 2014年1月1日現在の住民基本台帳人口（日本人と外国人の合算）。 2) 住民数が0人の北海道6村を除く。 国土地理協会（2014）
 3) 転入世帯数自体を表示している場合のみ。転入・転出相殺後の純増または純減だけを示している場合を除く。
 4) 町村の総数へ、2014年1月～2014年12月において930から928へ減少した（2014年1月に岩手県滝沢村が市に昇格、2014年4月に栃木県栃木市と同県岩舟町が合併）。
 5) 市および特別区の総数は、2014年1月～2014年12月において812から813に増加した。総務省自治行政局（2015）

住民基本台帳に基づく地域別人口動態データのインターネットによる提供状況（山田）担との関連などから財政状況の余裕度に影響を受けているのではないかと考えられる。そこで、市区町村の財政力指数⁷⁾を利用して財政状況の余裕度との関連度を考察することにする。なお、ここでの財政力指数は次の算式によって算出された値である。

$$\text{財政力指数} = \text{「基準財政収入額」} \div \text{「基準財政需要額」}$$

上の式のうち「基準財政収入額」は、「普通税」「税交付金」「地方贈与税」などから構成され、法定外普通税・法定外目的税などは除外されている。これに対して「基準財政需要額」は、市区町村の「道路」「公園」の面積、「総人口」「高齢者人口」「児童数」「農家数」などから算出される。したがって、財政力指数は「法定外の税目からの収入額を除いた収入額」と「政策的経費を除いた義務的な支出額」の間の比率であり、その値が大きければ財政状況の余裕度が大きいといえる。

表3-6は、市区町村による月次年齢別静態人口データおよび動態人口データの2015年3月現在の提供状況を2006年度～2010年度の財政力指数の平均値の水準別に示したものである⁸⁾。東日本大震災の本格的な影響を受けていない期間と考えてこの5年間を選んだ。この期間の市区町村の財政力指数の全国平均は、2006年度（0.53）から上昇傾向にあったが、2008年度（0.56）をピークに2010年度（0.53）まで概ね低下傾向にあった。個別市区町村の財政力指数における2006年度～2010年度および2008年度～2010年度の変動は、それぞれ0.1未満の場合が8割前後を占めているので大きなものではないと考えられる。

月次年齢別静態データでは財政力指数が「+1.00未満」の市区町村では指数値が高いほど人口動態データを提供している比率が高いが、「+1.00以上」ではかえって低下している。人口動態データでは財政力指数と提供率は連動している。表3-4～表3-6は、データの必要度の差を反映していると考えられる表3-2・表3-3よりも傾向が明瞭といえる。政令指定都市な

表 3-6 月次動態データのサイトの提供状況（財政力指数別）

（単位：市区町村）

	市区町村 村総数	年齢別静態データ 提供市区町村数		月次動態データ提 供市区町村数		個人項目				クロス項目		世帯項目			
		(A)	(B)	提供率 (B)/(A) (%)	(C)	(A)	(B)	提供率 (C)/(A) (%)	職権による 記載・消除	市内転居	国籍		男女	転出先の県 内県外区分	転入・転 出世帯数
2006年度～2010年度 平均財政力指数 ¹⁾															
総数	1766	657	(37.2)	218	(12.3)	89	34	39	106	54	36				
町村 ²⁾	953	85	(8.9)	20	(2.1)	7	0	6	8	2	5				
～0.40	776	23	(3.0)	6	(0.8)	1	0	1	1	0	0				
0.40～0.60	177	60	(33.9)	14	(7.9)	6	0	5	7	2	5				
政令指定都市を含む 市・特別区	813	572	(70.4)	198	(24.4)	82	34	33	98	52	31				
～0.40	129	60	(46.5)	20	(15.5)	10	0	4	12	5	0				
0.40～0.60	218	121	(55.5)	39	(17.9)	16	3	3	16	6	2				
0.60～0.80	207	161	(77.8)	54	(26.1)	20	9	11	31	14	9				
0.80～1.00	154	140	(90.9)	47	(30.5)	18	14	11	22	12	7				
1.00～	105	90	(85.7)	38	(36.2)	18	8	4	17	15	13				

1) 2009年度以降に市に単独昇格した愛知県みよし市・石川県野々市市・愛知県長久手市・埼玉県白岡市・千葉県大網白里市・岩手県滝沢市は市に含めた。2008年度から2010年度において市町合併を実施した愛知県あま市・鹿児島県姶良市・埼玉県川口市は、合併に参加した市町の財政力指数の平均値を利用した。階級境界値は、「以上」「未満」を省略した。総務省自治財政局（2014）総務省自治財政局（2015）国土地理協会（2014）

2) 住民数が0人の北海道の6村を除く。

住民基本台帳に基づく地域別人口動態データのインターネットによる提供状況（山田）ど大都市や中小都市のうち大都市圏所在の都市において財政状態が相対的に良好なことがデータ提供の有無に反映していると考えられる。

2) 提供データの対象期間の始期

つぎに提供されている月次動態データの対象期間の始期を、所在地域・人口規模などの市区町村の属性別に見てみよう。なお、データが収録されているファイルの作成日から判断して、大部分の場合にはインターネット・サイトでのデータ提供開始時点以後を対象とするデータが順次追加されていると考えられる。

表3-7は、インターネット・サイトで月次で提供されている年齢別静態データおよび動態人口データの対象期間の始期⁹⁾を市区町村の2006年度～2010年度の平均社会増加率別にみたものである。動態人口データの月次集計を（集計終了後その都度提供せず）年次報告書などで一括して提供している市区町村についてもデータの対象期間の始期を掲げた。約10年分以上のデータの提供に相当する2005年以前分の月次動態データ提供率も示した。直近の1か月ないし直近3か月だけを提供している場合は、データの対象期間の始期は2015年とした。

月次集計をその都度提供している市区町村では社会増加率がマイナスの市区町村および「+0.0%～+1.0%未満」の市区町村では増加率が高いほど2005年以前分の提供率は高くなっているが、「+1.0%」以上の市区町村では2005年以前分の提供率はやや低くなっている。「+1.0%」以上の市区町村には、大都市圏所在の人口規模が比較的小さい市町村が多い。

また、年齢別静態人口データの提供開始状況および月次動態人口データの年次報告書などによる一括提供の開始状況と比べると、月次動態人口データの逐次提供の開始時期は全体に遅いといえる。しかし、月次動態データを提供している市区町村数自体は徐々に増加しており、2015年1月分以降に提供を開始した市区町村は30を超えている。

表3-8は、インターネット・サイトで提供されている月次動態データの

表 3-7 月次動態データの提供始期（社会増加率別）

2006年度～2010年度平均社会増加率 ¹⁾ 提供市区町村数	静態データ提供市区町村総数		月次動態データ提供市区町村													
	83	572	一括提供	町村 ²⁾		政令指定都市を含む市・特別区										
				～	+0.0%～	～	-1.0%～	～	-0.5%～	+0.0%～	～	+0.5%～	+1.0%～			
														218	20	13
～1995年	27	1	26	5	9	0	0	0	9	0	0	1	3	4	1	0
1996年～2000年	47	5	42	1	19	0	0	0	19	1	0	0	7	9	2	0
2001年～2005年	178	18	160	39	58	5	3	2	53	0	4	4	27	17	4	1
2006年～2009年	158	16	142	33	47	5	3	2	42	0	9	9	17	13	3	0
2010年～2011年	69	14	55	11	22	2	1	1	20	0	1	10	7	2	0	0
2012年～2013年	60	8	52	4	19	1	1	0	18	0	1	8	8	1	0	0
2014年	16	5	11	0	11	1	1	0	10	0	2	2	2	3	2	1
2015年	100	16	84	0	33	6	4	2	27	1	5	15	3	1	2	2
2005年分以前提供率（%）	(38.5)	(28.9)	(39.9)	(48.4)	(11.9)	(1.8)	(1.4)	(3.4)	(23.5)	(5.9)	(13.2)	(23.3)	(32.5)	(33.3)	(14.3)	

1) 各年度の「社会増加率」の前年度末の時点の総人口に対する比率を、2006年度～2010年度について単純平均した値。

2) 住民数が0人の北海道の6村を除く。総務省自治行政局（2014）国土地理協会（2014）

表 3-8 月次動態データの提供始期（転入者率別）

（単位：市区町村）

2006年度～2010年度 平均転入者率 ¹⁾	収録市区 町村総数	町村 ²⁾	～4.0%		政令指定都市を含む市・特別区					
			～4.0%	4.0%～	～3.0%	3.0～4.0%	4.0～5.0%	5.0～7.0%	7.0%～	
提供市区町村数	218	20	12	8	198	60	62	37	31	8
（提供始期）										
～1995年	9	0	0	0	9	3	3	2	1	0
1996年～2000年	19	0	0	0	19	3	6	3	5	2
2001年～2005年	58	5	2	3	53	13	21	9	8	2
2006年～2009年	47	5	3	2	42	13	15	9	3	2
2010年～2011年	22	2	2	0	20	3	6	6	4	1
2012年～2013年	19	1	1	0	18	7	4	3	3	1
2014年	11	1	1	0	10	4	2	3	1	0
2015年	33	6	3	3	27	14	5	2	6	0
2005年分以前 提供率（%）	(39.4)	(25.0)	(16.7)	(37.5)	(40.9)	(31.7)	(48.4)	(37.8)	(45.2)	(50.0)

1) 各年度の「転入者数」の前年度末の時点の総人口に対する比率を単純平均した値。階級の境界値は、「以上」「未満」を省略した。対象は日本人住民限定。国土
地理協会（2014）

2) 住民数が0人の北海道の6村を除く。

住民基本台帳に基づく地域別人口動態データのインターネットによる提供状況（山田）
対象期間の始期を、同じく 2006 年度～2010 年度の平均転入者率別にみたものである。平均転入者率が 4% までの市区町村では転入者率が高いほど 2005 年以前分のデータ提供率は高くなっているが、4～5% の市区町村では提供率はやや低くなっている。表 3-7 において社会増加率が 1% 以上の市区町村において提供率が低くなっていた傾向と対応している。

表 3-9 は、インターネット・サイトで提供されている月次動態データの対象期間の始期を市区町村の所在地域別にみたものである。2005 年以前分のデータ提供率は、「政令指定都市」⇒「3 大都市圏外の県庁所在都市」⇒「3 大都市圏内の一般の都市」⇒「3 大都市圏外の一般の都市」⇒「町村」の順に低下している。これは、提供率自体に関する表 3-4 の傾向とほぼ対応している。

表 3-10 は、インターネット・サイトで提供されている月次動態データの対象期間の始期を市区町村の人口規模別にみたものである。人口規模が大きい都市ほど 2005 年以前分からデータの提供を開始している比率が一般に高いが、人口規模が 10 万人前後において逆転がみられる。

表 3-11 は、インターネット・サイトで提供されている月次動態データの対象期間の始期を市区町村の 2006 年度～2010 年度の平均財政力指数別にみたものである。財政力指数の水準と 2005 年以前の動態データ提供率はほぼ対応している。財政状況に余裕がある自治体ほど全般に早い時期からデータの提供を開始しているといえる。

データ提供関連の経費などの負担力を反映した表 3-10・表 3-11 から、データの必要度を反映していると考えられる表 3-7・表 3-8 と比べて明瞭な傾向が読み取れるといえよう。

表 3-9 月次動態データの提供始期（所在地域別）

(単位：市区町村)

所在地域 ¹⁾	町村		一般の市・特別区				3大都市圏内				3大都市圏外の県庁所在地	政令指定都市	（東京圏内の市区・再掲）		
	総数	3大都市圏内	3大都市圏外		3大都市圏内		名古屋圏	大阪圏	東京圏	東京圏の市			東京圏の特別区	東京圏以外の市	
			圏外 ²⁾	圏内	市	区					特別区				
提供市区町村数	218	20	8	163	88	75	9	25	41	16	19	3	4	35	
(提供始期)															
～1995年	9	0	0	7	2	5	0	1	4	1	1	0	0	4	
1996年～2000年	19	0	0	11	4	7	1	2	4	3	5	0	0	4	
2001年～2005年	58	5	3	43	22	21	2	8	11	4	6	2	1	8	
2006年～2009年	47	5	3	36	20	16	2	5	9	3	3	1	1	7	
2010年～2011年	22	2	1	17	8	9	1	4	4	2	1	0	0	4	
2012年～2013年	18	1	0	13	7	6	2	1	3	1	3	0	1	2	
2014年	12	1	1	10	6	4	1	1	2	1	0	0	1	2	
2015年	33	6	4	26	19	7	0	3	4	1	0	0	0	4	
2005年以前分提供率(%)	(39.4)	(25.0)	(25.0)	(37.4)	(31.8)	(44.0)	(33.3)	(44.0)	(46.3)	(50.0)	(63.2)	(66.7)	(25.0)	(45.7)	

1) 地域区分の範囲は表3-4と共通。 2) 住民数が0人の北海道の6村を除く。 国土地理協会 (2014)

表3-10 月次動態データの提供始期（人口規模別）

（単位：市区町村）

人口規模 ¹⁾	総数		一般の市・特別区						政令指 定都市					
	町村		～3万人 ²⁾	3万人～	～3万人	3～5万人	5～10万人	10～20万人	20～30万人	30～40万人	40～50万人	50万人～		
	提供市区町村数	20											14	6
提供市区町村数	218	20	14	6	179	13	20	44	45	24	14	14	5	19
(提供始期)														
～1995年	9	0	0	0	8	0	0	2	2	2	1	0	1	1
1996年～2000年	19	0	0	0	14	1	0	2	4	1	2	4	0	5
2001年～2005年	58	5	3	2	47	2	5	12	9	9	4	4	2	6
2006年～2009年	47	5	3	2	39	3	5	10	13	3	2	2	1	3
2010年～2011年	22	2	1	1	19	0	1	6	6	4	1	0	1	1
2012年～2013年	18	1	1	0	14	1	3	3	2	1	2	2	0	3
2014年	12	1	1	0	11	1	3	2	3	1	0	1	0	0
2015年	33	6	5	1	27	5	3	7	6	3	2	1	0	0
2005年分以前提供率（%）	(39.4)	(25.0)	(21.4)	(33.3)	(38.5)	(23.1)	(25.0)	(36.4)	(33.3)	(50.0)	(50.0)	(57.1)	(60.0)	(63.2)

1) 2014年1月1日現在の住民基本台帳人口。国土地理協会（2014） 2) 住民数が0人の北海道の6村を除く。

表3-11 月次動態データの提供始期（財政力指数別）

2006年度～2010年度平均財政力指数 ³⁾	市区町村 ²⁾		政令指定都市を含む市・特別区							
	総数	町村 ²⁾	0.40～0.60		0.20～0.40		0.60～0.80		1.00～	
			～0.40	0.40～0.60	0.20～0.40	0.40～0.60	0.60～0.80	0.80～1.00		
提供市区町村数	218	20	6	14	198	20	41	53	46	38
(提供始期)										
～1995年	9	0	0	0	9	0	2	1	1	5
1996年～2000年	19	0	0	0	19	1	4	3	4	7
2001年～2005年	58	5	2	3	53	4	6	20	15	8
2006年～2009年	47	5	1	4	42	8	8	10	11	5
2010年～2011年	22	2	0	2	20	0	4	7	3	6
2012年～2013年	18	1	0	1	17	1	6	3	4	3
2014年	12	1	0	1	11	2	3	2	3	1
2015年	33	6	3	3	27	4	8	7	5	3
(2005年分以前提供率) (%)	(39.4)	(25.0)	(33.3)	(21.4)	(40.9)	(25.0)	(29.3)	(45.3)	(43.5)	(52.6)

1) 2006年度～2010年度について単純平均した値。階級の境界値は、「以上」「未満」を省略した。

2) 住民数が0人の北海の6村を除く。総務省自治財政局（2014国土地理協会（2014）

注

- 1) 「転入」「転出」は1979年度分以降実数が公表されている。「記載」のうち「転入」は外国人住民の住民基本台帳への登録による「その他」の記載数（約202万人）増加の影響が大きかった2012年度（63%）を除いて1979年度以降総数の78%～84%の範囲で推移している。他方「消除」のうち「転出」は1979年度以降の全年度において総数の78%～88%の範囲で推移している。「転入」の「記載」総数に占める比率は1980年代後半以降概ね増加傾向にあり、「転出」の「消除」総数に占める比率は1990年代後半以降概ね減少傾向にある。「記載」の場合は「出生」の減少、「消除」の場合は「死亡」の増加の影響であろう。
- 2) 次の4市町の提供内容には、出生・死亡・転出・転入以外の項目が含まれており、集計区分の細分度も高い。岩手県奥州市は、職権記載・同消除のほか「世帯の合併・分離」「市内での転居」の受付件数の男女別・関係世帯数の集計を提供している。埼玉県吉川市・同松伏町は、職権記載・同消除の内訳（帰化・転出取り消しなど）の男女別・関係世帯数の集計を提供している。大阪府豊中市は、本庁・出張所の管轄別に出生・死亡・転出・転入・国籍変動関連とそれ以外の職権記載・同消除のほか「世帯の合併・分離」「市内・管轄内での転居」の男女別・関係世帯数の集計を提供している。
- 3) 住民基本台帳法は、市内での転居者にも14日以内の届出を義務付けている。
- 4) 大阪府枚方市・奈良県天理市は婚姻・離婚の月次件数を、石川県七尾市は婚姻の月次件数を提供している。
- 5) 一定規模以上の都市では、人口流入や出生増に対する対応体制がすでにある程度整っているために、動態データに対する利用需要は相対的に小さいと考えられる。
- 6) 群馬・山梨・和歌山の3県には月次動態データを提供している市町村がない。
- 7) 「財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。」総務省自治財政局（2014）
- 8) 秋田県秋田市は、1968年1月分から月次動態データを提供している。
- 9) 個別市町村の財政力指数は大都市圏が高く、大都市圏外が低い傾向が長期間にわたってみられる。2006年度～2010年度の場合、個別市町村の財政力指数の最低値は毎年0.05であり、最高値は2.55～2.89の範囲に分布していた。なお、この5年度とも最低値は鹿児島県三島村、最高値は愛知県飛島村であった。総務省自治財政局（2014）

むすびにかえて

本稿の考察を簡単に要約しておこう。

市区町村によるインターネットによるデータ提供の状況を、人口動態に関

住民基本台帳に基づく地域別人口動態データのインターネットによる提供状況（山田）する月次データと年齢別静態人口の月次データについて比較すると、提供を行っている市区町村数自体が大幅に少ないことが判明した。月次動態データのインターネット上での提供が、集計終了後その都度行われずに年周期などの刊行物によってだけ一括して行われている場合もかなりみられる。しかし、月次人口動態データの提供は財政状態に余裕がある市町村を中心に徐々に広がりつつある。つまり、現在の市区町村別月次人口動態データのインターネット上での提供の状況は、データの必要度よりもデータ提供活動関連の経費の負担力に規定されているといえる。

他方、利用上の必要度の点からは、動態データの対象期間内の転出者数・転入者数の間に大きな差がなければ、結果として（行政サービスの対象である）居住人口の変動は比較的小さいので、動態データより静態データの方が必要度は高い。この点が動態データをインターネット上で提供する市区町村が現状では相対的に少ないことに作用しているのではないかと考えられる。

また、インターネット上で提供されている月次動態データの対象期間の始期は最近の年次が多い。これは、行政機関やサービス事業者の人口動態データに対する利用需要が、直近の時期に対するものが中心であることによるのであろう。

さらに、インターネット上で提供されているデータの内容の点では個別地域の人口移動の分析における利用可能性という点からみれば、移動者の年齢別集計・国籍別集計・移動世帯数の集計などのデータは現時点では豊富に提供されているとはいえない。

なお、2013年分から実施された総務省自治行政局による全国データ集計の基準日・対象期間の変更および提供時期の変更がどのような影響を個別市区町村によるデータ提供活動へ与えたかは現段階では確言できない。

【参考文献】

以下のうちインターネット上で公表されている文書は、2015年2月～5月に閲覧した。都道府県・市区町村のサイトは省略した。

- 住民基本台帳に基づく地域別人口動態データのインターネットによる提供状況（山田）
- 井上俊一（1970）「住民基本台帳人口と統計局推計人口の比較」総理府統計局『研究彙報』19
- 井上俊一・高橋邦明（1971）「住民基本台帳にもとづく人口移動統計報告の一問題点について」総理府統計局『研究彙報』20
- 廣島清志・白石紀子（1991）「都道府県別現在人口推計の現状」人口問題研究所『人口問題研究』47-2（<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/14166005.pdf>）
- 磯田則彦（1993）「都道府県別人口移動統計の整備状況について」『地理学評論』66A-10（https://www.jstage.jst.go.jp/article/grj1984a/66/10/66_10_639/_pdf）
- 廣島清志（1996）「西村善博『人口問題と統計』コメント」経済統計学会『記念号』
- 西岡八郎（2001）「特集に際して—人口移動統計と社人研・人口移動調査について」国立社会保障・人口問題研究所『人口問題研究』57-1
- 山田 茂（2009）「地域別年齢別住民数データのインターネットによる最近の公表状況について」国土館大学政経学会『政経論叢』150
- 石川晃・佐々井司（2010）「行政記録に基づく人口統計の検証」国立社会保障・人口問題研究所『人口問題研究』66-4（<http://www.ipss.go.jp/syoushika/bunken/data/pdf/19419603.pdf>）
- 山田 茂（2011）「1980年代・1990年代の住民基本台帳人口データの精度について」国土館大学政経学会『政経論叢』157
- 総務省自治財政局（2012a）「基準財政需要額」総務省サイト（http://www.soumu.go.jp/main_content/000030005.pdf）
- 総務省自治財政局（2012b）「基準財政収入額」総務省サイト（http://www.soumu.go.jp/main_content/000030008.pdf）
- 国立社会保障・人口問題研究所（2013）『第7回人口移動調査』厚生労働統計協会
- 国土地理協会（2014）『住民基本台帳人口要覧 平成26年版』国土地理協会
- 総務省自治財政局（2014）「平成25年度地方公共団体の主要財政指標一覧」総務省サイト（http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/H25_chiho.html）
- 山田 茂（2015）「地域別年齢別登録人口データのインターネットによる最近の提供状況」国土館大学政経学会『政経論叢』171
- 総務省自治行政局（2015）「都道府県別市町村数の変遷」総務省サイト（<http://www.soumu.go.jp/kouiki/kouiki.html>）
- 総務省統計局（2015a）「人口推計」総務省統計局サイト（<http://www.stat.go.jp/data/jinsui/new.htm>）
- 総務省統計局（2015b）「住民基本台帳人口移動報告」総務省統計局サイト（<http://www.stat.go.jp/data/idou/index.htm>）
- 厚生労働省（2015）「保育所入所待機児童数（平成26年10月）」厚生労働省サイ

住民基本台帳に基づく地域別人口動態データのインターネットによる提供状況（山田）

ト（<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000078441.html>）

東京都世田谷区（2015）『統計書 平成 26 年 人口編』東京都世田谷区

東京都練馬区（2015）『練馬区統計書 平成 26 年版』東京都練馬区

岡山市（2015）『岡山市の統計 平成 26 年版 統計表』岡山市サイト（http://www.city.okayama.jp/soumu/toukei/nenpou/data_h26/H26_Statistic_book_web_index.htm#2）

鹿児島市（2015）『鹿児島市統計書 平成 26 年版』鹿児島市サイト（<http://www.city.kagoshima.lg.jp/soumu/soumu/soumu/shise/toke-02/tokesyo/h26/index.html>）

横浜市教育委員会（2014）「平成 26 年度義務教育人口推計表」横浜市サイト（<http://www.city.yokohama.lg.jp/kyoiku/gakku/jinkou/>）

東京都教育庁（2014）「平成 26 年度教育人口等推計報告書」東京都サイト（<http://www.kyoiku.metro.tokyo.jp/toukei/kakutei/26kakutei/houkoku.pdf>）

法務省（2015）「帰化許可申請者数等の推移」法務省サイト（http://www.moj.go.jp/MINJI/toukei_t_minj03.html）